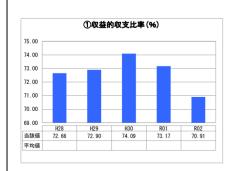
経堂比較分析表(令和2年度決算)

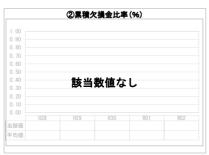
二音道 市昌町

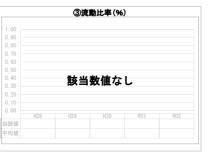
<i>~~~</i>				
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	67. 32	88. 30	1. 760

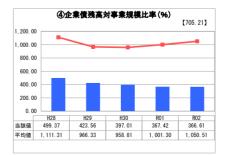
人口 (人)	面積(km²)	人口密度(人/km²)
25, 942	22. 68	1, 143. 83
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km²)	処理区域内人口密度(人/km²)
17, 475	5. 53	3, 160. 04

1. 経営の健全性・効塞性





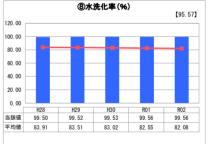




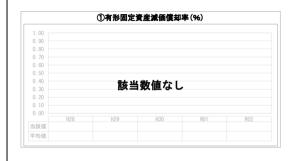




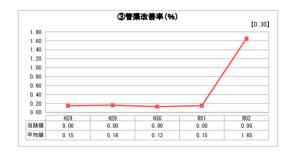




2. 老朽化の状況







グラフ凡例

■ 当該団体値(当該値)

- 類似団体平均値(平均値)

【】 令和2年度全国平均

公坛畑

1. 経営の健全性・効率性について

①⑤近年、横ばい傾向であったが、前年度に引き続き低 下となった。主な要因は、不明水増加等に持つ流域負担 をの増加である。今後、不明水対策等、有収率の向 を図るとともに、総収益については、人口減少等に伴う水 需要の変化により減少していく見込みである。なお、収 経における使用料の不足分は、一般会計からの基準 入金を財源に経費を賄っている状況である。今後は、さ らに合理的な経営等を実施し、経費の削減に取り組む必 要がある。

④企業優携高の割合については、受贈財産が多く、他市町と比較して低い比率であり、拡張時期に借入を行ったものが償還済みになり退年は減少傾向である。しから後は受贈財産施設の更新時期を迎えるにあたり、急激に上昇していくことが見込まれるため、計画的な企業債の借入が必要である。

(6)返済終了など汚水資本費が減少した一方汚水維持管理 費は不明水増加等の原因による流域負担金が増加したこ とにより、前年度と比較して微増となった。今後はしい 上で生移していく見込みであるが、不明水対策をしつつ 使用料水準率と比較検討する必要がある。

8999を超えて高い水準となっている。今後整備を進めていく区域においても確実に下水道へ接続するよう促進していくとともに未接続者の調査を実施していく。 以上の分析により今後も費用の削減に努めるとともに、

※上の力制にようす後で見用の前線にカラの資本費平準化債 一般会計からの線入金を判断するため。 を活用していくなど、経営戦略に基づく取組の進捗と成 展手一定期間ことに評価、検証した上で、収支均衡 る具体的な取組の再検討を行い、中長期の収支見通し等 の持線化を図っていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

②平成2年度より整備し始めたため法定耐用年数 が50年である管渠等は比較的新しいものであるが、 -部民間企業からの受贈施設が最も古く、昭和51年 度の管渠が令和8年度に50年を経過する。一斉に整 備された管渠のため、今後急激に上昇していくこと が見込まれる。③管渠は現在、維持補修により機能 を保持している状況である。現時点において、早急 な管渠更新の必要性が少ないマンホールポンプ場に おいて更新時期を迎えており、部分的な更新・修繕 を行っている。耐用年数が経過したマンホール蓋に ついては、ストックマネジメントに則り順次取替し ており、不明水の減少が見込まれる。なお、主要な 管渠の耐震化については、平成29年度に施工完了し た。今後、管渠施設等の適切な維持管理や延命化を 図り、低コストで機能を保持していくことが必要で ある。

全体総括

下水道事業を取り巻く経営環境は、新型コロナウイル (感染症の拡大に伴い、経済活動が低迷している中、人 口減少や筋水機器の普及など水雲栗の減少に伴う使用料 収入の減少が予想される一方、管渠整備事業は大部分が 平成2年度から平成13年度の間の短期間で整備され、更 新時期が集中すると予想される。また、昭和50年代に民 間企業からの受贈施設として町全体の1/4にあたる管路 の更新が必要となってくるなど、経営環境はますます厳 しくなることが想定される。平成29年度に策定したス トックマネジメント計画を基に更新事業の優先順位を設 定し費用の平準化を行い、適正な維持管理により長寿命 化することが必要である。また、下水道事業が長期的に 安定した経営を維持していくために、令和5年度から公 営企業会計を適用し、財務諸表を公表・比較することで 経営の「見える化」を図り、より一層の経営の効率化と 経営基盤の強化を図っていく予定である。

[※] 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。